

## セルフメディケーション税制における一定の取組とその証明書

※令和3年分の確定申告から、「一定の取組」を行ったことを明らかにする書類の確定申告書への添付は不要となりました。ただし、税務署から求めがあった場合には提出または提示が必要です。

※この医療費控除を受ける場合の「一定の取組」には、後期健診だけでなく、**予防接種、定期健康診断、がん検診等も該当**します。一定の取組みに係る書類が必要な場合、以下のフロー図に記載の書類でもよいとされておりますので、一度ご確認いただきますようお願ひいたします。

## 「一定の取組」の証明が必要な場合のフロー図

